

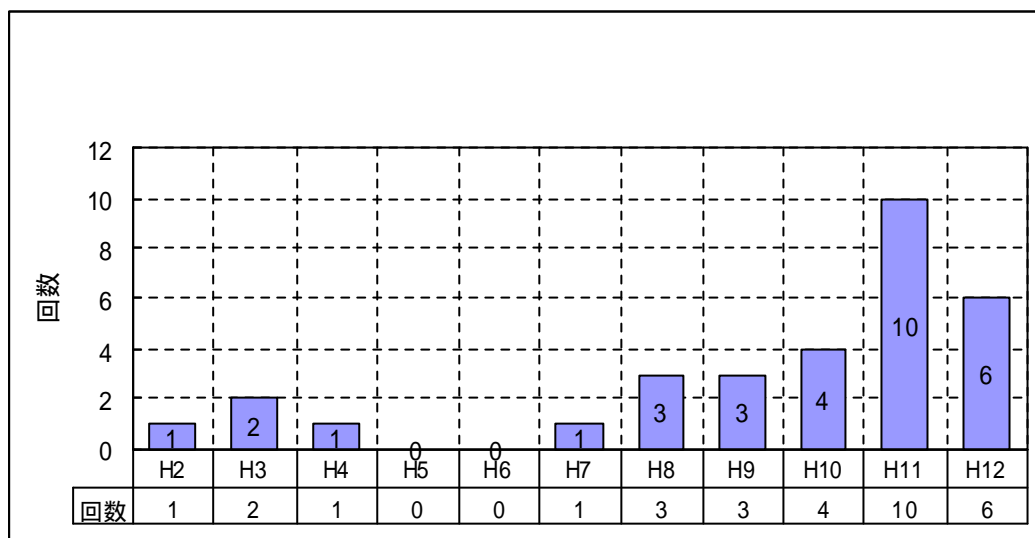
中 央 防 災 会 議
「防災基本計画専門調査会」
(第一回)
風水害・原子力災害について

平成13年10月11日
中央防災会議事務局

新たな都市型水害の発生

時間雨量 100 mm を越えるような短時間の集中豪雨が増加。地下街の浸水等新たな都市型水害が発生、特に平成 11 年度 6 月 29 日には博多の地下街で、7 月 21 日には東京都新宿区内の地下室で浸水により死者が発生

1 時間降雨量 100 mm 以上を観測した年別回数



(気象庁資料より)

東京都における集中豪雨の状況

平成 11 年 7 月 21 日の集中豪雨			平成 11 年 8 月 29 日の集中豪雨		
観測所	総雨量	時間 最大雨量	観測所	総雨量	時間 最大雨量
練馬(練馬区)	151	131	高浜(港区)	125	115
江古田(中野区)	146	128	三田(目黒区)	102	101
鷺ノ宮(中野区)	112	97	渋谷(渋谷区)	102	99
板橋区(板橋区)	99	68	駒場(目黒区)	104	99
高井戸(杉並区)	71	65	目黒(目黒区)	95	94

(東京都資料より)

水害による地下室被害状況(平成 10 年)

発生日	都道府県	市区町村	被害建物
7 月 27 日 ~ 28 日	愛知県	名古屋市	マンション
7 月 30 日	神奈川県	横浜市	マンション 2 棟、雑居ビル 2 棟
8 月 3 日	東京都	大田区	マンション
8 月 4 日	新潟県	新潟市	宿泊所、雑居ビル 8 棟、ホテル 3 棟 電気店ビル、病院
9 月 15 日 ~ 16 日	東京都	中野区	店舗付集合住宅
9 月 22 日	兵庫県	神戸市	雑居ビル
9 月 24 日 ~ 25 日	高知県	高知市	雑居ビル 7 棟、県庁舎、小売店ビル その他施設 10 棟
10 月 17 日 ~ 18 日	岡山県	津山市	雑居ビル 2 棟

(水害統計調査等より)

平成12年9月11～12日にかけて東海地方に記録的な集中豪雨が発生、延べ約61万人に避難指示・勧告が出され、都市機能が麻痺。都市部においては、河川、下水道の整備に伴い、水害に対する危機意識が薄らいでいる中で、その驚異を再認識。

降雨状況(名古屋雨量観測所)

時間最大雨量	総降雨量	年間総雨量(参考)
93mm	567mm	1,535mm

平成12年9月東海豪雨による被害

県名	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害	
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他
		重傷	軽傷							
愛知県	7	7	81	16	56	167	26,531	38,879	45	814
三重県	1	0	1	0	2	0	283	2,806	0	1
岐阜県	1	1	0	10	13	5	108	375	0	17
その他	1	1	7	1	6	36	258	2,051	10	67
合計	10	9	89	27	77	208	27,180	44,111	55	899

(総務省(消防庁)の資料より)

ライフライン等の被害

項目	被害
電気(停電)	延べ約32,500戸
ガス(供給支障)	約5,700戸
携帯電話基地局停波	100局
放送中継局停波	4局
上水道断水	約2,500戸
下水道被災	41カ所

(H13 防災白書より)

国による対応等

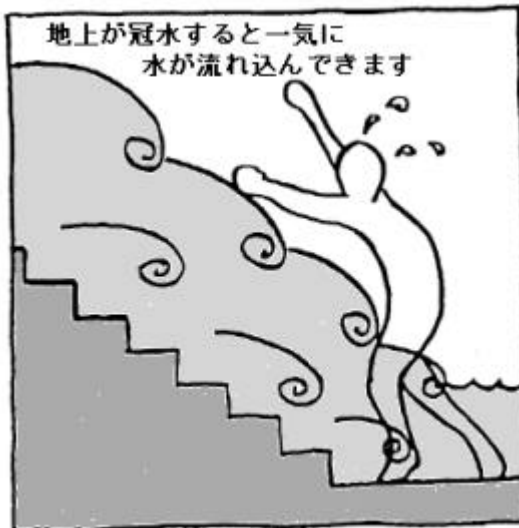
地下空間における緊急的な浸水対策の実施について (平成11年度)

地下空間洪水対策研究会(国土庁、運輸省、自治省、建設省)等は地下空間における災害を未然に防止するとともに、被害の軽減を図るため、「地下空間における緊急的な浸水対策の実施について」を発し、緊急的な対策として以下の事項を推進。

- 1.地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
- 2.洪水時における地下空間管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達
- 3.避難体制の確立
- 4.地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

浸水により起こる危険な事態の周知、啓発

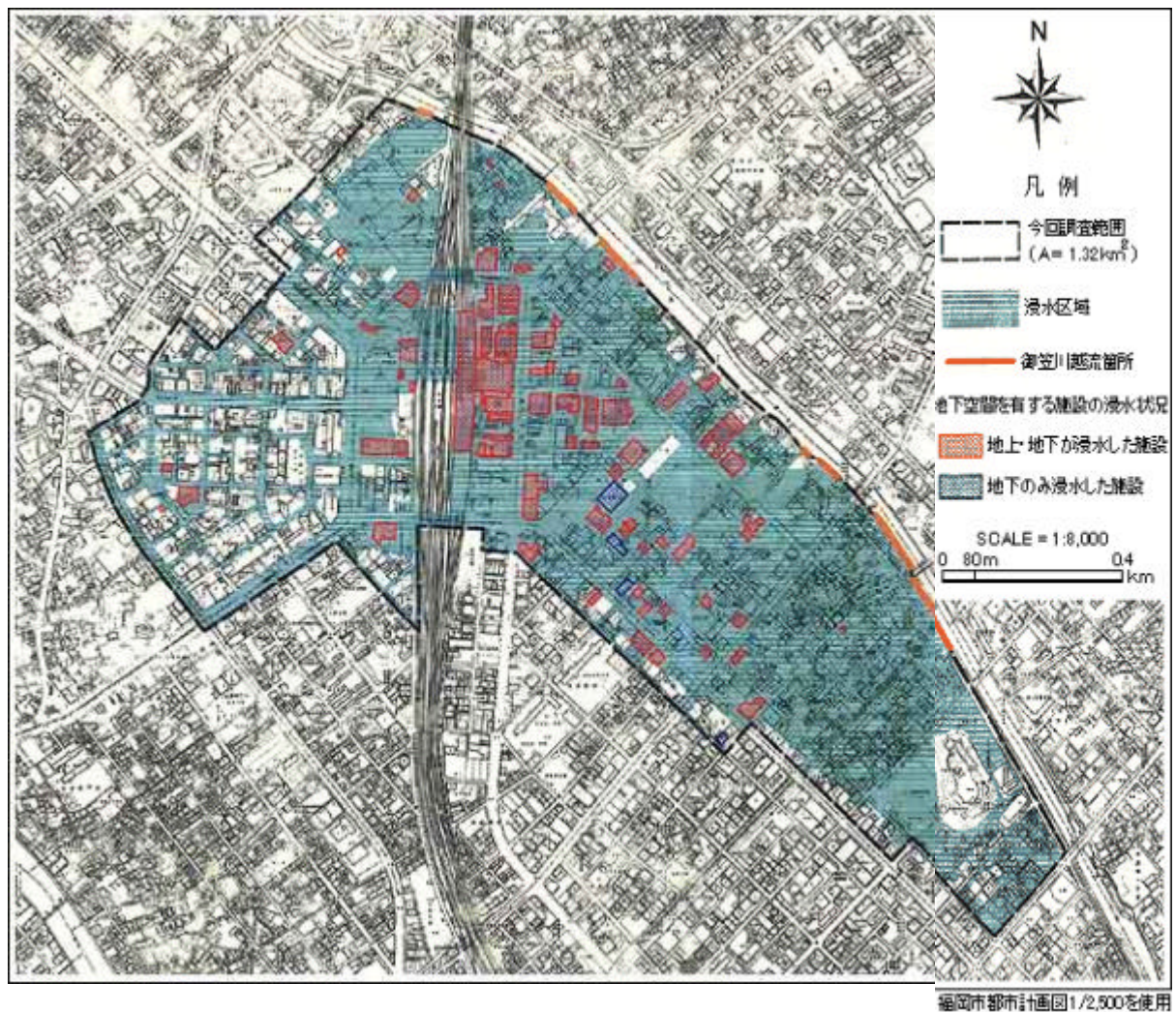
地下室のある建物を お持ちの方・ご利用の方
豪雨の時には地下室は危険です
浸水の危険があるときは 早めに避難しましょう



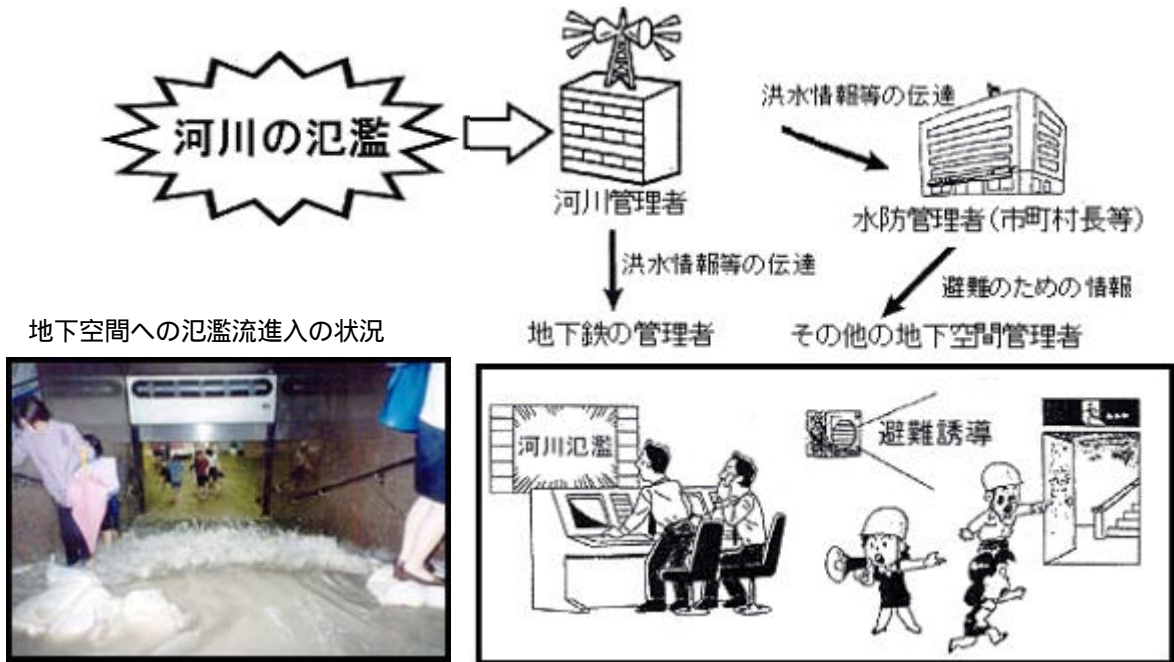
今年(1999年)の梅雨の豪雨では地下室で水死する痛ましい事故も起こっています

浸水実績の公表

1999年6月29日豪雨 浸水状況図（博多駅周辺地区）



洪水情報等の地下空間管理者への伝達



避難体制の整備

避難誘導の計画整備等



連携方策の検討



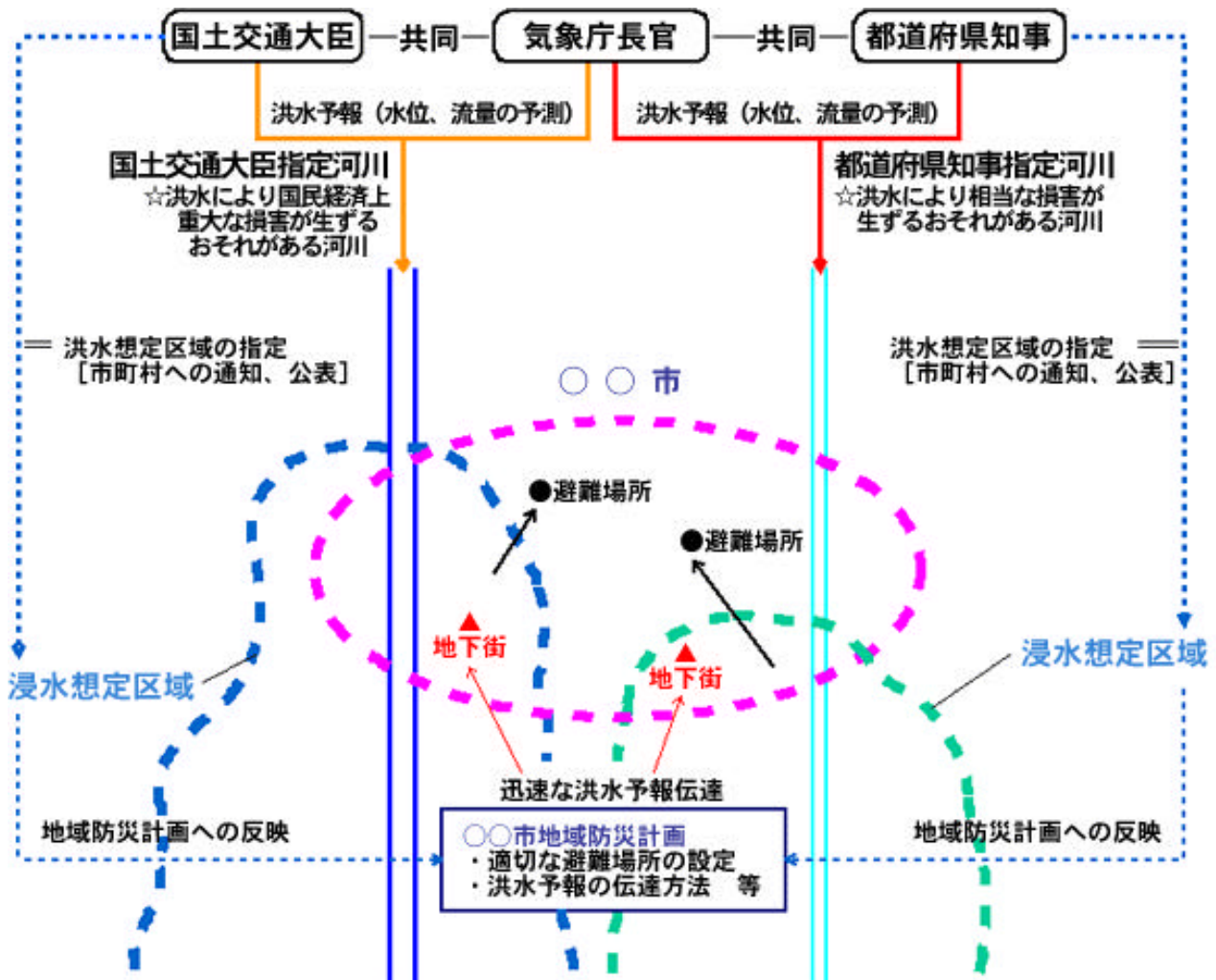
訓練の実施の検討



水防法の一部改正(平成13年7月3日施行)

水害による被害の軽減を図るため、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと、国土交通大臣及び都道府県知事による浸水想定区域の公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難等の措置を講ずる。

水防法改正の概要図

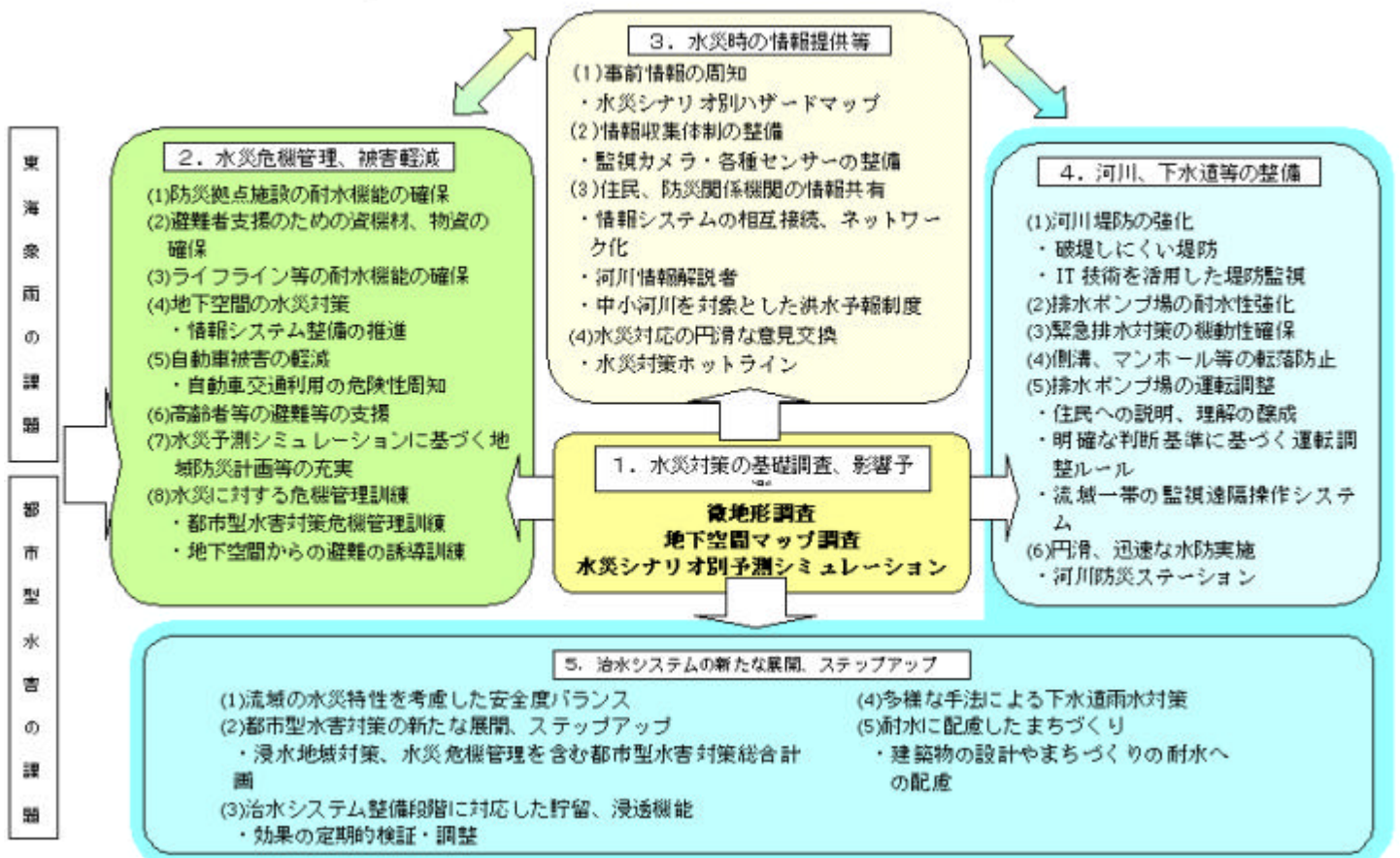


都市型水害対策に関する緊急提言（平成12年11月9日）

都市型水害緊急検討委員会（建設省）は都市地域における都市型水害を未然に防止するとともに被害の軽減を図るため、以下の内容について緊急提言を行った。

- 1.水害対策の基礎調査、影響予測
- 2.水災危機管理、被害軽減
- 3.水災時の情報提供等
- 4.河川、下水道等の整備
- 5.治水システムの新たな展開、ステップアップ
- 6.提言の推進に向けて

都市型水害対策に関する緊急提言の構成



土砂災害など豪雨災害における情報提供

平成11年6月末からの梅雨前線の活発な活動で広島県を中心に土砂災害等が発生。
災害情報の事前通知、伝達体制の充実の必要性を認識。

広島県における被害状況

死者	行方不明者	負傷者	住家被害	床上浸水	床下浸水
38名	1名	78名	743棟	3,701棟	16,368棟

災害発生と対応状況

広島市における平成11年6月29日の概況

日時	時間雨量	災害状況	警報及び対応状況	避難勧告等
10:00				
	10 mm		10:20 大雨洪水警報	
11:00				
	12 mm			
12:00				
	8 mm			
13:00				
	16 mm			
14:00		土石流 8 件	14:00 水防準備体制	
15:00		土石流 17 件	15:15 水防本部体制発令	
16:00		土石流 2 件		
	5 mm			
17:00				
	1 mm			

呉市における平成11年6月29日の概況

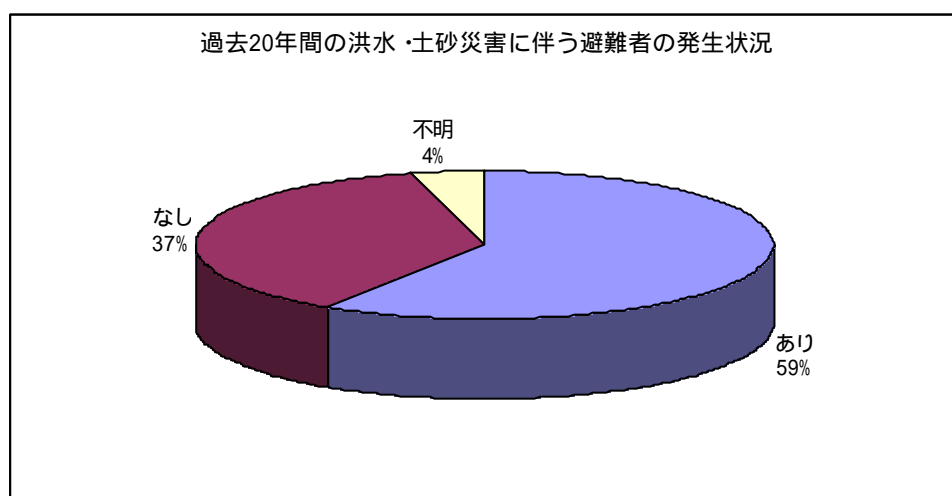
日時	時間雨量	災害状況	警報及び対応状況	避難勧告等
10:00				
	2 mm		10:20 大雨洪水警報 10:30 水防第1体制	
11:00				
	3 mm			
12:00				
	4 mm			
13:00			13:00 災害注意体制	13:00 避難注意開始
14:00		がけ崩れ 1 件		
15:00		がけ崩れ 12 件		
16:00		がけ崩れ 14 件	16:50 災害対策本部設置	
17:00		がけ崩れ 8 件		17:00 避難所開設
	19 mm			
18:00				
	0 mm			
19:00				19:00 炊出等開始

約 6 割の市区町村で洪水・土砂災害による避難が発生。市区町村のうち、ハザードマップは洪水で約 2 割、土砂災害で約 3 割が作成、定量的な避難勧告基準は洪水で約 3 割、災害土砂で約 2.5 割が策定。

平成 11 年 7 月の広島における土砂災害を受けて、地方自治体の洪水・土砂災害等に対する予防施策の実態に関するアンケート調査を実施。

(1) 市区町村の被災経験

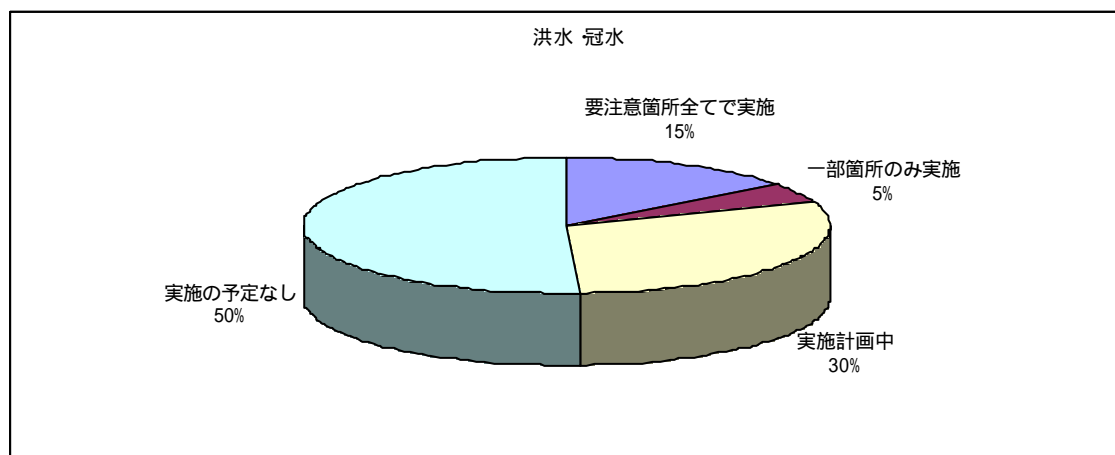
過去 20 年間で洪水・土砂災害に伴う避難者（住民の自主避難も含む）が発生している市区町村は約 6 割にのぼる。

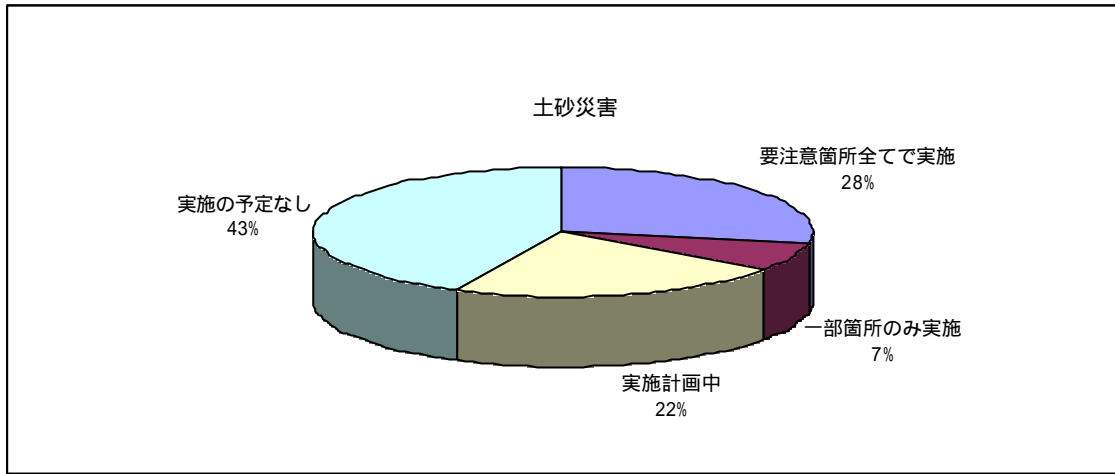


(2) 市区町村におけるハザードマップ作成状況

ハザードマップの作成済みの市区町村は、洪水・冠水で 2 割弱、土砂災害で 3 割弱となっている。

危険個所を示したハザードマップ作成状況

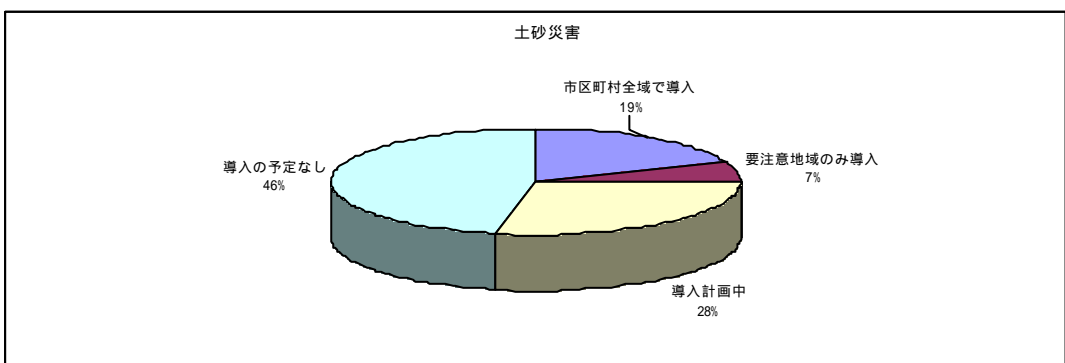
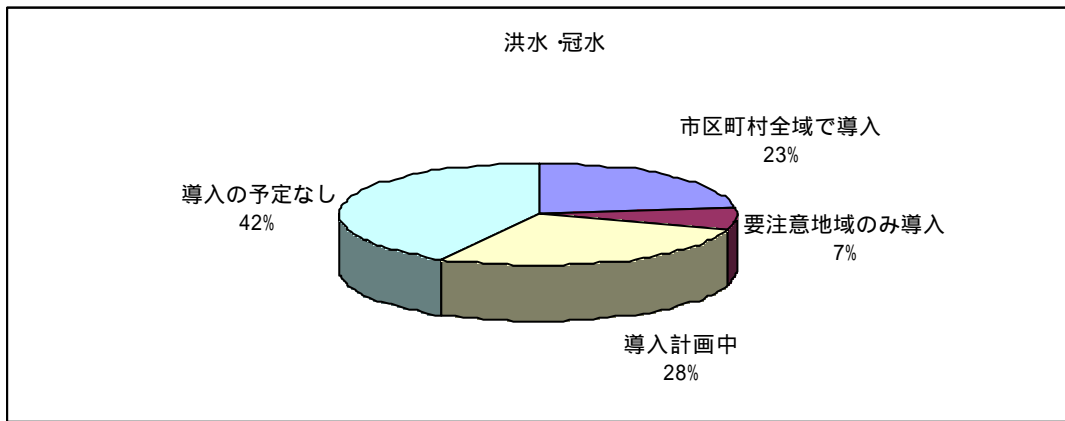




(3) 警戒避難に関する客観的基準

避難勧告の定量的な発令基準について、洪水・冠水に関しては約3割、土砂災害では約2割5分の市区町村で設定されている。

避難勧告の定量的な発令基準の有無



国による対応等

豪雨災害対策のための情報提供の推進について (平成12年度)

中央防災会議関係局員会議は今後の豪雨災害を防止し、また被害を軽減するため、以下の事項について提言を行った。

1. 気象情報等の収集体制の強化

- ・ 迅速な警戒避難の判断に必要な気象情報等を入手し得る情報収集体制を構築する。
- ・ 詳細かつリアルタイムの雨量情報の入手に努めるとともに、防災関係機関とのデータの共有化に努める。

2. 連絡手段の確保と情報の整理

- ・ 通常回線の拡充を図るとともに防災無線等の整備を推進し、担当部局間の連絡を密にすることが重要であり、災害時優先電話の確認が必要である。
- ・ 災害時の情報の処理については、災害時の情報窓口を明確にし、それを住民に周知するとともに、分類基準と対応の手順を設定して、それらを確認しておくことが重要である。

3. 住民等との連携の強化

- ・ 早期自主避難が重要であることを住民に周知し、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- ・ 行政においては、平常時より、災害危険個所やその他防災情報について、多様な手段により周知を図る。災害時は、多様な手段を通じて情報を住民に伝達する。
- ・ 多様かつ多数の住民への情報伝達が必要であることから、協定の締結、連絡会議の設置など「行政一報道機関」の連携を推進する。
- ・ 住民の側も行政と連携し、異常な自然現象を察知した場合には、その情報を速やかに行政に伝達する。

4. 早期避難実現のための措置の推進

- ・ 行政側の警戒避難体制の基準となる指標を地域の実情に応じ複数設定する。
- ・ 指標の数値を客観的な事実として、早い段階から継続的に住民へ伝達する仕組みをつくる。
- ・ 災害の発生に対して、指標や基準の適否を検証し、必要に応じこれを見直す。
- ・ 気象警報等や、設定された警戒避難基準の考え方、発表方法等について、平常時から住民への周知を図る。

土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の制定（平成12年5月8日）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域の警戒避難体制の整備を図る。著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規格に関する所要の措置を定める。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の概要

対象となる土砂災害：がけ崩れ、土石流、地すべり

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・特別警戒区域内の建築物の移転等の方針



基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための調査



土砂災害警戒区域の指定 [都道府県]

<土砂災害のおそれがある区域>

情報伝達、警戒避難体制の整備

警戒避難に関する事項の住民への周知

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県]

<建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域>

開発行為に関する許可制

対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等

のための開発行為

建築規制（すべて建築確認の対象）

土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

勧告による移転者への融資、資金の確保

<警戒避難体制>

市町村地域防災計画

（災害対策基本法）

<建築規制>

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

<移転支援>

- ・移転費用融資等

高潮災害対策の強化

平成11年9月の台風18号による高潮被害により熊本県不知火町松合地区において12名が死亡。高潮被害の深刻さを再認識。

我が国では、海岸保全施設の整備や気象情報の精度の向上等に積極的に取り組んできた結果、高潮による被害は減少する傾向にあり、近年においては大きな被害は発生していなかった。

しかしながら、平成11年9月24日熊本県不知火町松合地区で台風第18号による高潮で12名の死者が発生するという事態が生じた。

これに対し、国土庁（当時）、農林水産省、水産庁、運輸省（当時）、気象庁建設省（当時）、消防庁の高潮に係る各省庁が連携し、平成11年10月に「高潮災害対策の強化に関する連絡会議」を、平成12年2月に「高潮防災情報等のあり方研究会」を開催し、高潮災害対策については従来のハード面の整備の一層の推進と併せてソフト面の対策の強化を推進することが重要であるとして、高潮広報パンフレットや「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」等を作成・配布した。

昭和以降の主な高潮災害

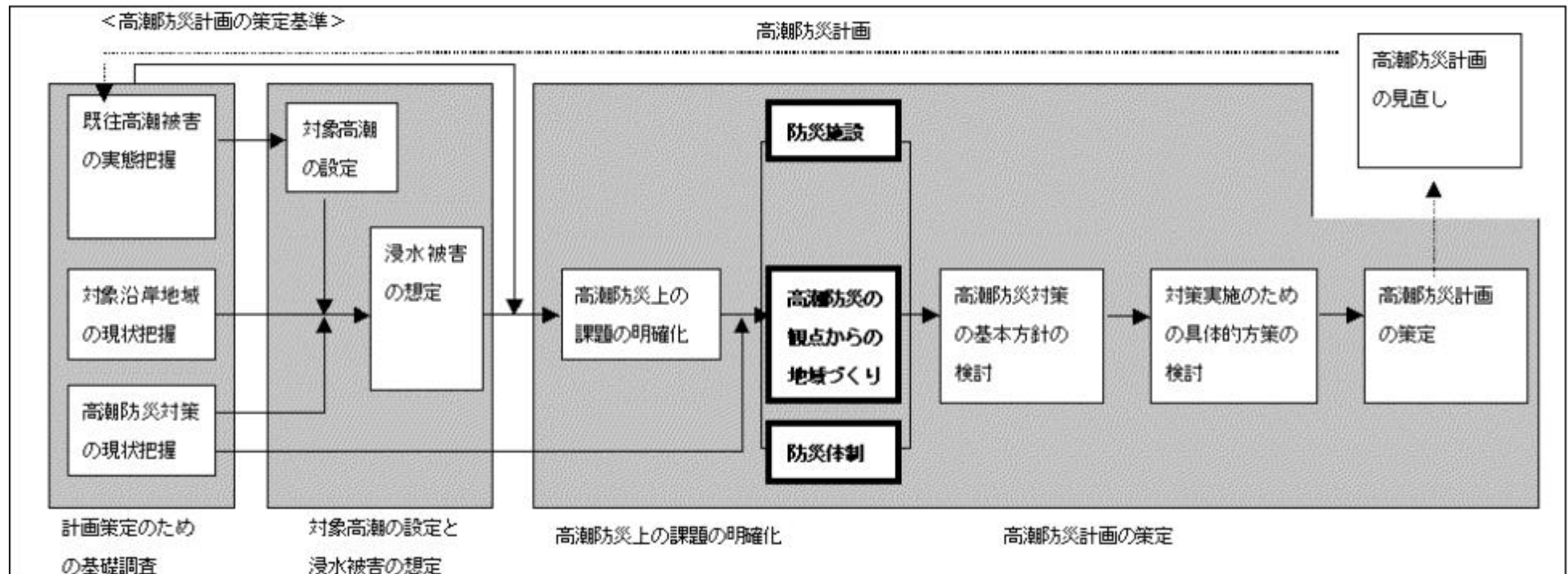
年月日	主な被害地	人的被害			建物被害			備考
		死者	負傷者	不明者	全壊	半壊	流出	
S2.9.13	有明海	373	2,022	66	1,420		791	
S9.9.21	大阪湾	2,702	181	334	38,771	49,275	4,277	室戸台風
S17.8.27	周防灘	891	14,994	267	33,283	66,486	2,605	
S20.9.17	九州南部	2,076	1,438	1,046	58,432	55,006	2,546	枕崎台風
S25.9.3	大阪湾	393	2,329	141	17,062	101,792	2,069	ジェーン台風
S26.10.14	九州南部	572	26,062	371	21,527	47,948	1,178	ルース台風
S34.9.27	伊勢湾	4,697	2,644	401	38,921	113,052	4,703	伊勢湾台風
S36.9.16	大阪湾	185	38,921	15	13,992	40,954	536	第2室戸台風
S45.8.21	土佐湾	12	352	15	811	3,628	40	台風第10号
S60.8.30	有明海	3	16	0	0	589	-	台風第13号
H11.9.24	八代海	12	10	0	52	99	-	台風第18号

国による対応等

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアルの策定等（平成12年度）

高潮に関する6省庁が連携し設置した「高潮防災情報等のあり方研究会」における高潮対策の強化のための検討の結果を踏まえ、高潮災害とその対策に関するパンフレットの配布、高潮予測情報の改善、高潮防災ステーションの整備のための制度改正を行い、高潮対策として初めての強化マニュアルを策定するとともに、高潮防災のための情報を盛り込んだCDやホームページを作成。

高潮防災計画の策定基準



原子力艦船の原子力災害対策

1. 原子力艦の日本寄港について

根拠法令等

・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び関係文書
(日米安全保障条約、昭和35年6月23日号外条約第6号)

第6条(抜粋)

「・・・アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」

・米国原子力潜水艦の本邦寄港について
(昭和39年8月28日外務省情報文化局発表)

(抜粋)

「政府は28日、米国の通常の原子力潜水艦がわが国に寄港することは差支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。その安全性について確信を得るに至ったので、寄港に同意することとしたものである。」

わが国への原子力艦船の寄港回数

・昭和39年以降、潜水艦、水上艦あわせて 計1,004回 寄港。

港別寄港回数

平成13年2月26日現在(単位:回)

横須賀		佐世保		沖 縄		合 計	
潜水艦	水上艦	潜水艦	水上艦	潜水艦	水上艦	潜水艦	水上艦
633	29	162	12	164	4	959	45

2. 原子力艦の事故

(1) 米国の事例

事例1：1995年・原子力巡洋艦カリフォルニア
推進装置から放射性の水100ガロンが流れ、乗組員3名が少量の被ばく。

(95年6月4日 ユニオン・トリビューン紙
95年6月19日 ネイビータイムス紙)

事例2：1996年・原子力潜水艦アーカンソー
海軍造船所で放射性蒸気を放出。

(96年3月5日 プレマートン・サン紙)

事例3：1997年・原子力潜水艦ポーツマス
基地作業員2名が放射線を取り扱う作業中に被ばく。

(97年4月28日 ネイビータイムス)

(2) 米国の研究

1988年 カリフォルニア大学のジャクソン・デイビス教授：
原子力潜水艦による放射能放出事故のシミュレーション

放射能放出により、風下10キロの住民は

- ・放射能を帯びた空気を吸入
- ・死の灰の降下による地表汚染
(飲料水や食物の汚染による二次被ばく)

遺伝障害も含め15万人が死亡

(注：原子力空母の10分の1程度の熱出力しかない原子力潜水艦での事故想定)

(3) 日本の事例

昭和43年5月 米国原子力潜水艦ソード・フィッシュが
佐世保港に寄港 同港において高い放射線測定値を観測

科学技術庁(当時)において、現地調査を含む専門家による検討

当該放射線測定値がソード・フィッシュの寄港によるものであると科学的
に確認するには至らず

3 . 安全対策の現状

(1) 原潜寄港に関するエード・メモワール及び合衆国政府の声明 (別添資料 1 参照)

『原潜寄港に関するエード・メモワール(覚書)』

原潜の安全性・運航等について、我が国からの照会に対する米側の回答

(注) 基本的なポジション

- ・合衆国の原子力軍艦の運航の歴史を通じ、原子炉装置に損害を生じ、または周辺環境に何らかの放射能の危険をもたらした事故はなかった。
- ・通常の原子力潜水艦が寄港したいずれの港においても、放射能汚染は発生したことがない。

『外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明』

原子力軍艦寄港時の事前通報や放射能調査の責任等について、米側が保証

(2) 現行の防災対策

緊急連絡体制

事故発生時の緊急連絡網に基づき、米側より、直ちに日本側に対し通報を行う体制が敷かれており、政府レベルでは、在京米国大使館から外務省に対し通報され、同省より文部科学省等関係当局、関係自治体等に連絡する。

また、地元においても、米政府当局(地元米軍部隊等)より地方防衛施設局や関係自治体等の関係機関に対し通報する。万が一、文部科学省において、第一に異常値を検出した場合も、かかる緊急連絡網に基づき、関係機関に対し、然るべく連絡が行われる。

米側の対応

事故の発生等により航行不能となった原子力艦船をサルベージその他の方法により安全な状態とする。(その責任を負う旨「米国政府声明」において言明。)

日本側政府の対応

- (イ) 初動措置として、文部科学省より、直ちに専門家を現地に派遣し、放射能監視体制を強化するとともに、放射能対策本部を活用しつつ、関係省庁及び地方公共団体との協力の下に一定海域への立入制限等、周辺住民の安全を確保するための対策をとる。
- (ロ) 米国政府に対し、周辺地域(海域)における立入制限区域の設定等のため事故の規模等についての我が方への必要な情報提供を含め適切な措置を講ずるよう要請。
- (ハ) 米側よりの情報をも踏まえ、必要に応じ、防災基本計画(原子力災害対策編)に準じて所要の対策を講ずる。

原潜寄港に関するエード・メモワール（概要）

・原潜の安全性及び運航等について、我が国から種々の照会に対する米側回答をまとめたもの。（昭和39年（1964年）8月17日）

（1）安全性及び運航に関する諸点

原潜の安全確保のため、建造、維持、運航及び乗組員の選抜・訓練に対する広範な予防措置を実施。

乗組員は高度に専門化された訓練を受け、高度の安全基準による運航手続きを厳密に守って任務を遂行。

米本国に寄港する場合の安全基準と同一の基準を適用。

液体排出物は、日本の法律・基準及び国際基準に完全に適合。

使用済み汚染除去剤の放出禁止。

固形廃棄物は米本国で処理。

燃料交換、動力装置の修理は日本国内で実施しない。

放射能にさらされた物質は、通常、外国では艦外に搬出されない。

日本政府による放射能モニタリングに対する協力等。

（2）責任及び補償

原子力事故で放射能汚染による疾病を含む負傷又は死亡についての請求は、日米地位協定等に基づいて処理。

外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明

・原子力軍艦の寄港に当たっての事前通報や放射能調査の責任等について、米側がこれを保証する旨述べたもの。（昭和39年（1964年）8月24日）

米本国における運航に関連してとられる安全上の全ての予防措置・手続きを、日本でも厳格に遵守。

放射能モニタリングに測定され得るような、放出水・その他の廃棄物の軍艦からの排出禁止。

廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合。

原子力軍艦の乗組員は、同軍艦上の放射線管理及び同軍艦の近傍における放射能モニタリングについて責任を負う。

日本政府も、軍艦の近傍で測定を行うことができる。

軍艦の原子炉にかかる事故発生時には、日本政府当局に対し直ちに通報。

軍艦が航行不能となった場合、軍艦をサルベージその他の方法により安全な状態とする。

米政府は、軍艦の設計・運航に関する技術上の情報を提供しない。

24時間前に、原潜到着予定時刻及び停泊又は投錨の予定位置につき、日本政府当局に通報。

原子力事故から生ずる請求は、日米地位協定により処理。同協定の範囲外のもの、外交経路を通じて処理。

4 . 防災基本計画修正の経緯

(1) JCO事故と原子力災害対策特別措置法の制定

平成11年9月30日、茨城県東海村ウラン加工施設で臨界事故の発生
・従業員、周辺住民等が被ばく、死者2名「我が国初の臨界事故」

平成11年12月 「原子力災害対策特別措置法」の制定

・原子力艦を原子力災害対策特別措置法の対象にするようにとの要請があったが、法律制定の緊急性にかんがみて対象外とした。

(2) 防災基本計画の修正 (平成12年5月)

原子力災害対策特別措置法の施行に対応して計画を改定

・原子力災害対策特別措置法に関連する記述の追加のほか、計画の対象となる施設等の拡充や、モニタリング機能の強化など計画の実効性を高める記述の充実を図った。

地方自治体からの要請に基づき、原子力艦の原子力災害について記述

・「なお、原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。」

関係地方自治体が防災計画を策定するための根拠となる。

(3) 地方自治体の対応

策 定 年月日	計画等の 名 称	概 要
H12. 7. 4	横 須 賀 市 原子力軍艦事故 防災マニュアル	全国の自治体で初めて策定。事前対策・応急対策・復旧対策からなるマニュアル及び広報、緊急時モニタリング、退避・避難等の各種要領で構成。
H12.12. 1	佐 世 保 市 原 子 力 軍 艦 防災マニュアル	横須賀市と同様、事前措置・応急対策・復旧計画からなるマニュアルと、屋内退避・避難、消火活動、緊急時医療などの各種要領について記載。
H13. 2.19	沖 縄 県 地域防災計画	「放射能災害応急対策計画」を新設し、原子力軍艦に起因する放射能漏れ災害発生時の応急措置について記載。
H13. 7.12	神 奈 川 県 地域防災計画	「原子力災害対策計画」中に、原子力艦の原子力災害については原子力事業者等の事故災害に準じた応急・復旧対策をとることや、事故発生時の情報連絡体制の充実に努めることなどを明記。

(4) 原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ (別添資料 2 参照)

(概要)

平成13年3月29日、原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応分野とその対応省庁を、関係13省庁間において申し合わせた。

当該事象発生時には、この申し合わせを踏まえ、防災基本計画原子力災害対策編に準じた迅速かつ効果的な対応をとることとする。

(5) 今回修正のポイント

趣旨

平成13年3月の関係省庁申し合わせをもとに、原子力艦の原子力災害に関する国の対応体制を記述。

概要

第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

- 1 災害情報の収集・連絡
- 2 通信手段の確保

第2節 活動体制の確立

- 1 指定行政機関、地方公共団体、公共機関の活動体制
- 2 広域的な応援体制
- 3 事故対策本部、非常災害対策本部の設置と活動体制等
- 4 自衛隊の災害派遣

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

- 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
- 2 避難場所
- 3 災害弱者への配慮
- 4 飲食物の摂取制限等

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通の確保・緊急輸送活動
- 2 自衛隊の輸送支援

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 救助・救急活動
- 2 医療活動
- 3 消火活動

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 1 周辺住民等への情報伝達活動
- 2 国民への的確な情報の伝達
- 3 住民等からの問い合わせに対する対応

第7節 迅速な復旧活動

原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ
(防災基本計画に準じた関係省庁等の役割分担について)

平成13年3月29日

内閣府政策統括官(防災担当)

内閣官房副長官補

(安全保障、危機管理担当)付

原子力艦の原子力災害に係る防災対策については、平成12年5月30日、中央防災会議で決定した防災基本計画原子力災害対策編において、「なお、原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。」と記述し、関係自治体が防災計画を策定するための根拠を明記した。

本件を防災基本計画に記述するに当たっては、

関係省庁検討会を開催し、防災に係る関係省庁の役割分担等を検討する

防災に係る関係省庁の役割分担については、概ね1年以内に結論を得るの2点を前提とする旨、平成12年3月30日に申し合わせている。(別添)

従って、防災基本計画原子力災害対策編及び平成12年3月30日付申し合わせに基づき、原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応分野とその対応省庁を別紙のとおり申し合わせる。この申し合わせは、関係省庁間相互の共通認識を深めるとともに、迅速かつ円滑な対応の実施に資することを目的とするものであり、当該事象発生時には、この申し合わせを踏まえ防災基本計画原子力災害対策編に準じた迅速かつ効果的な対応を執ることとする。

なお、平成12年3月30日時点では、内閣官房、国土庁及び実働省庁等からなる8省庁等の申し合わせであったが、その後の調整及び省庁再編後の体制を踏まえて13省庁等で申し合わせることにする。

また、発生時の具体的な対応のあり方及び上記13省庁等以外の省庁の役割分担については、関係自治体による防災計画の策定にも十分配慮しつつ、速やかに引き続き検討を進めることにする。

(別紙)

省庁別の対応分野（原子力艦の原子力災害）

内閣官房及び内閣府は、内閣における初動体制の確立及び政府としての対応に係る必要な総合調整を行う。

省 庁 名	対 応 分 野
警 察 庁	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 屋内退避、避難誘導等の支援 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（交通規制を含む） 周辺住民の救助・救急活動
防 衛 庁	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 救助・救急、医療及び消火活動
防衛施設庁	損害賠償（米軍施設・区域の運用等の事故により生じた損害に対する賠償）
消 防 庁	地方公共団体との情報収集・連絡体制及び通信の確保 救助・救急活動に係る緊急消防援助隊の派遣等広域的な応援のための措置
外 務 省	緊急連絡体制の確保及び整備（特に米国艦船） 外国政府との連絡調整及び関連情報の収集
文部科学省	放射線モニタリングの実施 緊急時被ばく医療への協力 専門家の派遣及び技術的助言
農林水産省	水産物等への影響調査
厚生労働省	医療（医療スタッフの派遣、当該都道府県との連絡）
経済産業省	原子力事業者に対する放射線モニタリング資機材の貸与等の協力要請
国土交通省	緊急輸送支援 関係事業者等への情報提供・注意喚起 道路交通の安全確保（通行規制状況等の情報提供を含む）
海上保安庁	情報収集・連絡体制及び通信の確保 関係者等への的確な情報伝達 緊急時モニタリングの支援 救助・救急活動 屋内退避・避難収容等の防護活動 犯罪の予防等社会秩序の維持 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

申し合わせ

防災基本計画原子力災害対策編修正原案中の「原子力艦の原子力災害」について、下記の通り申し合わせる。

- 1．標記の「原子力艦の原子力災害」について、関係省庁検討会を開催し、防災に係る関係省庁の役割分担等を検討する。
- 2．防災に係る関係省庁の役割分担については、概ね1年以内に結論を得る。
- 3．上記1．及び2．を前提として、防災基本計画原子力災害対策編に「原子力艦の原子力災害」に関して記述する。

内閣安全保障・危機管理室
警察庁警備局警備課
防衛庁運用局運用課
防衛施設庁総務部業務課
科学技術庁原子力安全局防災環境対策室
国土庁防災局防災調整課
海上保安庁警備救難部海上防災課
消防庁防災課特殊災害室

平成12年3月30日

緊急被曝医療のあり方

基本理念

最善の医療を受けられること
人命の尊重の最優先
包括的かつ一元的な医療体制であること

実効性の確保

一般の救急医療体制を活用
広域的な応援体制を整備
医療機関間のネットワークの構築
関係者の研修、訓練の実施
被曝医療の専門家の育成
過去の被曝医療情報の蓄積

今回の論点

1. 事業者の責務の追加
事業所内における医療体制(初期)の整備、通報連絡体制の整備
医療機関、救急機関への適切な情報伝達
2. 地方自治体の責務の追加
医療体制(初期、二次)並びにネットワークの構築
汚染の確認、その情報の集約・管理・提供
3. 初期、二次、三次医療機関等の位置づけの明確化
医療機関は、自ら医療を実施または、適切な他の機関へ転送
地域の三次被曝医療体制の構築(国)

初期、二次、三次医療機関等の位置づけの明確化

